

基安発 0331 第 1 号

平成 28 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長  
(公印省略)

### 行政不服審査法等の改正に伴う労働安全衛生法等関係通達の整備について

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「新行審法」という。）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号。以下「整備法」という。）の施行については、平成 26 年 6 月 13 日付け基発 0613 第 7 号「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について」（参考資料 1）及び平成 28 年 1 月 29 日付け総管第 6 号「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について（通知）」（参考資料 2）によりすでに示したところであるが、今般、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等関係通達について下記のとおり改正を行うこととしたので、了知の上、その施行に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 1 通達の整備の趣旨

新行審法における異議申立てを廃止し、不服申立ての種類を原則として審査請求に一元化するとともに、審査請求をすべき行政庁について、法律に特別の定めがある場合を除き、①処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁（以下「処分庁等」という。）に上級行政庁がある場合は、当該処分庁等の最上級行政庁、②処分庁等に上級行政庁がない場合は、当該処分庁等とされたこと（新行審法第 4 条関係）。

また、審査請求期間が 60 日から 3 月に延長されたこと（新行審法第 18 条第 1 項関係）に伴い、関係通達で示している教示文等の整備を行うものであ

る。

- 2 関係通達の整備の内容について  
関係通達で示している教示文等について、別紙のとおり改正する。
- 3 施行日  
本通達は、新行審法の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。

(別添 2)

## 計画届免除認定取消通知書

記 号 番 号  
日 付

認定事業者 殿

〇〇労働基準監督署長

下記の事業場については、労働安全衛生規則第87条の9の規定に基づき、労働安全衛生法第88条に基づく計画届免除認定を取り消すことを決定しましたので通知します。速やかに本職あて計画届免除認定証を返納してください。

## 記

## 1 認定事業場の名称等

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名	
住 所	
事業の種類	
認定事業場の名称	
認定事業場の所在地	
認定番号	
認定年月日	

## 2 取消しを行った理由

(備考)

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)

(参考 例)

発番号

年月日

殿

労働局長

### 処分通知書

〇〇労働局長の登録を受けた作業環境測定機関である、(被処分機関名)に対して、下記のとおり処分するので、通知します。

#### 記

- 1 処分の根拠となる法令の条項
- 2 処分の原因となる事実
- 3 処分の内容

#### 備考

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます。ただし、処分があった日から1年を経過したときは、審査請求することができません。
- 2 この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

様式第 2 号

番 号  
平成 年 月 日

発散防止抑制措置特例実施不許可通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった発散防止抑制措置については、下記の理由により、許可しないこととしたので通知する。

記

不許可の理由：(許可基準に適合しない項目)

(注) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)

また、この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、決定に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

(参考 例)

発番号

年月日

殿

労働局長

### 処分通知書

〇〇労働局長の登録を受けた〇〇機関である、(被処分機関名) に対して、下記のとおり処分するので、通知します。

#### 記

- 1 処分の根拠となる法令の条項
- 2 処分の原因となる事実
- 3 処分の内容

#### 備考

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます。ただし、処分があった日から1年を経過したときは、審査請求することができません。
- 2 この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

## 関係通達の改正

## 1 平成17年6月10日付け基安発第0610002号「検査業者及び登録教習機関に対する行政処分等について」の改正

記の2の(3)を次のように改める。

(3) 行政処分は、その理由として根拠条項、処分事由等を明示した書面(以下「処分通知書」という。)により行うこととし、処分通知書には次に掲げる教示を付すこと。

ア 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条の規定による教示(例)「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます。」

イ 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定による教示(例)「この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)」

## 新旧対照表

改正後	現行
1 (略)	1 (略)
2 行政処分を行うに当たっての留意事項 (1)～(2) (略) (3) 行政処分は、その理由として根拠条項、処分事由等を明示した書面(以下「処分通知書」という。)により行うこととし、処分通知書には次に掲げる教示を付すこと。 ア 行政不服審査法(平成26年法律第	2 行政処分を行うに当たっての留意事項 (1)～(2) (略) (3) 行政処分は、その理由として根拠条項、処分事由等を明示した書面(以下「処分通知書」という。)により行うこととし、処分通知書には次に掲げる教示を付すこと。 ア 行政不服審査法(昭和37年法律第

<p><u>68号) 第82条の規定による教示(例)</u>  「この処分に不服があるときは、この<u>処分があったことを知った日の翌日</u>から起算して<u>3月</u>以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます。」</p> <p>イ 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定による教示(例)「この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。」</p> <p>(4) (略)</p>	<p><u>160号) 第57条の規定による教示(例)</u>「この処分に不服があるときは、この<u>通知を受け取った日</u>から起算して<u>60日</u>以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます。」</p> <p>イ 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定による教示(例)「この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。」</p> <p>(4) (略)</p>
---	---

2 平成18年3月10日付け基安発第0310002号「労働安全衛生法第88条に基づく計画届の免除認定の取消等に係る留意事項について」の改正

別添2計画届免除認定取消通知書の教示文について、別添1のとおり修正する。

3 平成22年2月17日付け基安発0217第1号「作業環境測定機関に対する行政処分等について」の改正

(1) 記の2の(2)を次のように改める。

(2) 行政処分は、その理由として根拠条項、処分事由等を明示した書面(以下「処分通知書」という。)により行うこととし、処分通知書には



次に掲げる教示を付すこと。

ア 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条の規定による教示

（例）「この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができません。」

イ 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定による教示

（例）「この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（判決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。」

（2）別添参考例処分通知書の教示文について、別添2のとおり修正する。

#### 新旧対照表

改正後	現行
1 （略）	1 （略）
2 行政処分を行うに当たっての留意事項	2 行政処分を行うに当たっての留意事項
（1） （略）	（1） （略）
（2） 行政処分は、その理由として根拠条項、処分事由等を明示した書面（以下「処分通知書」という。）により行うこととし、処分通知書には次に掲げる教示を付すこと。	（2） 行政処分は、その理由として根拠条項、処分事由等を明示した書面（以下「処分通知書」という。）により行うこととし、処分通知書には次に掲げる教示を付すこと。
ア <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条の規定</u>	ア <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条の規</u>

<p>による教示</p> <p>(例)「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができません。」</p> <p>イ 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定による教示</p> <p>(例)「この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。」</p>	<p>定による教示</p> <p>(例)「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができません。」</p> <p>イ 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定による教示</p> <p>(例)「この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。」</p>
---	--

4 平成24年8月10日付け基安発0810第1号「発散防止抑制措置特例実施許可等に関する事務処理等について」の改正

別添様式第2号発散防止抑制措置特例実施不許可通知書の教示文について、別添3のとおり修正する。

5 平成25年12月11日付け基安発1211第1号「都道府県労働局長が登録し、又は指定する機関のうち、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令に基づく登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関、指定労働災害防止業務従事者講習機関及び指定就業制限業務従事者講習機関並びに作業環境測定法に基づく登録講習機関に対する行政処分等の具体的運用について」の改正

(1) 記の2の(3)を次のように改める

(3) 行政処分は、その理由として根拠条項、処分事由等を明示した書面(以下「処分通知書」という。)により行うこととし、処分通知書には次に掲げる教示を付すこと。

ア 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条の規定による教示

(例)「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができません。」

イ 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定による教示

(例)「この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)」

(2) 別添参考例処分通知書の教示文について、別添4のとおり修正する。

#### 新旧対照表

改正後	現行
-----	----

- 1 (略)
- 2 行政処分を行うに当たっての留意事項
- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 行政処分は、その理由として根拠条項、処分事由等を明示した書面（以下「処分通知書」という。）により行うこととし、処分通知書には次に掲げる教示を付すこと。
- ア 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条の規定による教示
- (例) 「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができません。」
- イ 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定による教示
- (例) 「この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。）。ただし、処分があったことを知

- 1 (略)
- 2 行政処分を行うに当たっての留意事項
- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 行政処分は、その理由として根拠条項、処分事由等を明示した書面（以下「処分通知書」という。）により行うこととし、処分通知書には次に掲げる教示を付すこと。
- ア 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条の規定による教示
- (例) 「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができません。」
- イ 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定による教示
- (例) 「この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。）。ただし、処分があったことを知

った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。）。」

(4) (略)

った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。）。」

(4) (略)